

平成31年4月3日

## 改元に伴う年表示の取扱いについて

全国中小企業団体中央会  
総務企画部

本会では、4月1日に新元号「令和」が発表されたことに伴い、年表示の方法については、下記のとおり取り扱うこととする。

### 1. 元号による表示の原則

#### (1) 元号を用いた年表示の原則

##### ① 改元日（5月1日）前までの日付

「平成〇年」を用いる。

※ 改元日前に発出する文書でも改元日以降の日付（例えば総会の開催日等）を表示している文書は「令和」を用いる。

##### ② 改元日（5月1日）以降の日付

「令和〇年」を用いる。

#### (2) 元号を用いた年度表示の原則

##### ① 改元日（5月1日）前までの表示

「平成〇年度」を用いる。

##### ② 改元日（5月1日）以降の表示

「令和〇年度」を用いる。

### 2. 発出済み文書の年表示の取扱い

新元号発表以前に作成された発出済み文書で、平成または和暦・西暦並記などの表記があっても有効なものとし、「令和」に変更しない。

#### (参考)

2019年6月28日開催の全国中央会通常総会における「事業計画・収支予算」の年表示は以下のとおり。

令和元年度（平成31年4月1日より令和2年3月31日まで）